

知っておきたい相続の流れ

大切な家族が亡くなると、遺族は悲しみにくれる間もなく通夜や葬儀に追われることになる。死亡届の提出や公的年金の停止手続きなどやるべきことは多い。相続の準備も進めなければならぬ。相続は遺産の多寡にかかわらず複雑な事情をほらみ、限られた期間内に済ませるべき手続きも多岐にわたる。いつか来る「そのとき」になって慌てないために、いつまでに何をやるのか相続の手順を知り、心の備えをしておきたい。

スケジュールを共有して円滑に

相続は被相続人(財産を譲る側)の死により始まり、遺言書がない場合は誰が相続するかを明らかにする。相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内の間に、相続の権利を行使する。法定相続人(配偶者、子、孫、親、兄弟姉妹)を確定する。また、何を譲るのか、何を譲らないのか、故人の財産・債務を調査し、現金・預貯金や有価証券、不動産のほか、銀行借入金などの債務も相続財産とすることを決定する。相続開始から6か月を超えては、相続財産を確定できず、遺産分割協議をまとめる時間は確保できない。

具体的な相続の手続きは、まず遺言書の有無を確認する。遺言書がある場合は、故人の意思を尊重して手続きを進めることになる。後日になって新たな相続人や相続財産が見つかることも、相続税の申告と納付(確定申告)に支障をきたす可能性がある。相続税の申告と納付(確定申告)は、10か月以内に行う必要がある。

遺言書は遺留分に留意して作成。遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ者の意向も聞きながら、最低限相続できる相続財産の割合を考慮し、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまつたら、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

広告

定例セミナー開催 ※定例セミナーは月1回の開催です。

「あなたの保険は大丈夫?生命保険を活用したもめない相続対策」
日時: 6月18日(火) 14:00~16:00
(セミナー1時間・個別相談1時間)
会場: 町田駅前事務所 町田市原町田4丁目7-14
リンズワンビル3階

「家族を守る遺言書のコツ」
日時: 6月19日(水) 14:00~16:00
(セミナー1時間・個別相談1時間)
会場: 東京丸の内事務所 千代田区丸の内2丁目5番2号三豊ビル9階

「税務無料相談会」随時開催
相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて頂くために、下記資料をお持ちください。

- ・財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)
- ・固定資産税の納税通知書
- ・確定申告書

セミナー・相談会の詳細、お申し込みはフリーダイヤルまでお問い合わせください。
0120-48-7271 フリーダイヤル受付時間 平日9:00~19:00 / 土曜日9:00~18:00 / 日曜日10:00~17:00

相続税の過大納付で還付の例も

相続税の申告・納付を怠った場合、通常の相続税に加え、法務局が自筆証書遺言を保管する制度の利用が可能になる。紛失の心配がなくなるうえ、形式不備で無効になる事態を防げる。期待される。事務年度(17年7月~18年6月)に1万2576件の相続税の申告・納付が実施された。そのうち83.7%で申告漏れなどが見つかった。申告漏れ相続税の構成比を見ると、現金・預貯金が最も多かった。税務調査では被相続人が子どもや孫の名義で預金し、通帳や印鑑を渡すなど、名義を借りたままの相続を支援して来たケースもある。過大納付が分かった場合は、納税者更正の請求をする。納税した相続税の一部が還付される。例としては、相続財産の大きな部分を占める土地の評価額が下がり、相続税の還付にま

◆新しいテレビCMが放送中
ランドマーク税理士法人の新CMに由美かおるさん!大人気時代劇「水戸黄門」の「かけるうお銀」が登場「潜入!くノ一」5月19日(日)よりオンエア開始

◆絶賛放送中
・TBS「サンデーモーニング」毎週日曜8:00~(番組提供中)
・ラジオ「ニッポン放送」CM放送中
・ラジオ「FMヨコハマ」CM放送中
・テレビ「TOKYO MX」CM放送中
・テレビ「テレビ神奈川」CM放送中
・テレビ「千葉テレビ」CM放送中
・テレビ「テレビ埼玉」CM放送中

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします

<p>税理士 坂口 元一</p> <p>ランドマーク税理士法人代表社員</p> <p>入社以来、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。税務・相続・事業承継の分野で、幅広い経験と実績を有している。</p>	<p>税理士 伊藤 満</p> <p>公認会計士・税理士</p> <p>新日本有限責任監査法人代表社員 専任監査士(税務・会計)</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 松本 豊</p> <p>公認会計士・税理士</p> <p>不動産鑑定士事務所代表社員 不動産鑑定士(税務)</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 石丸 司</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 小倉 正裕</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 吉見 和典</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 清田 幸弘</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 太田 壽郎</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 金子 守</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 岡山 敦</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 永瀬 寿子</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 植松 務</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>	<p>税理士 住田 靖昭</p> <p>元国税調査官・税理士</p> <p>30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務</p> <p>豊富な経験と知識を活かし、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産承継の申告業務に従事している。</p>
---	--	--	---	--	--	--	--	---	---	--	---	--